

**施策** すべての人が利用しやすい  
( - 3 - 5 ) 「ユニバーサルデザイン」の推進

**目的**

年齢、性別、国籍や障害の有無などの違いを越え、誰もが利用しやすく、暮らしやすいように、ものづくり、まちづくり、環境づくりなどあらゆる分野でユニバーサルデザインを普及・推進します。

**成果指標と目標値**

**目標値(平成19年度)**

公共施設でユニバーサルデザインが配慮されていると感じる人の割合 **50.0%**

**現状値(平成15年度)**

23.2%

「県民意識調査」で「配慮されていると思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合です。県民の半数が公共施設においてユニバーサルデザインの良さを実感できる状況をめざします。

**現状と課題**

年齢、性別、障害の有無や国籍などの違いを越え、誰もが利用しやすく、暮らしやすいように、ものづくり、まちづくり、環境づくりなどを行っていくという考え方が「ユニバーサル・デザイン」です。

「ハートビル法」や「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」などにより、誰もが安心して自由に出かけられるよう公共的施設のバリアフリー化を推進しています。しかし、高齢者や障害者が安心してでかけるには未だ整備が十分とはいえず、今後は、民間施設も含め、一層の取り組みが求められます。

高齢化がすすむ本県において、ユニバーサルデザインを暮らしの中の一つの文化として定着させ、県民と一体となって取り組んでいく必要があります。

**用語解説**

「ハートビル法」

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律

「バリアフリー」

歩道の段差や勾配の解消など高齢者や障害者の日常生活の妨げとなるさまざまな障壁(バリア)を取り除くことです。

**目的を達成するための主な基本事務事業**

主な事務事業

事業名	概要
<p><b>ひとにやさしいまちづくり推進事業</b></p> <p>〔担当課〕 障害者福祉課</p> <p>【実施主体】                      県 市町村 民間 県民 国等                      -</p> <p><b>人にやさしい建物づくり推進事業</b></p> <p>〔担当課〕 建築住宅課</p> <p>【実施主体】                      県 市町村 民間 県民 国等                      -</p>	<p>障害者等の生活環境の変化に伴う多様な新しいニーズに対応できるよう、障害者の意見やユニバーサルデザインの概念を反映した「ひとにやさしいまちづくり」を進める条例の普及啓発を図ります。</p> <p>ひとにやさしいまちづくり推進事業</p> <p>建築物の建築計画における法令等の基準適合審査または指導・助言により、高齢者、身体障害者など身体機能上の制限を受ける方の行動を妨げることのない建物づくりを推進します。</p> <p>人にやさしい建物づくり推進事業</p>